

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者施設等光熱費等高騰対策事業	①光熱費等の物価高騰に伴い影響が見込まれる、市内の障害福祉事業者等を支援することで、障害福祉サービス等の継続的な提供を図る。 ②補助金 ③地域活動支援センター：8,500円×2事業所=17,000円 生活ホーム：8,500円×1事業所=8,500円 配食サービス事業所：2,571食×100円=257,100円 ④地域活動支援センター・・・2事業所 生活ホーム・・・1事業所 配食サービス事業所・・・3事業所	R7.10	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	高齢者福祉サービス提供事業者等光熱費等高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた本市高齢者福祉サービス事業者に対し支援を行うため。 ②補助金 ③配食サービス1食当たり100円とし、 100円×58,095食=5,809,500円 =5,810千円 ④高齢者福祉サービス事業者	R7.10	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策給付事業（民間保育所等）令和7年度分	①物価高騰に伴う保育所等の負担を軽減するため、光熱費の価格上昇相当分を給付し、保育所等の運営の安定化を図る。 ②光熱費 ③プロパンガス：給付単価 110円×417人=45,870円 その他の財源：埼玉県「令和7年度埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金」補助率1/2 45,870円×1/2=22,935円≒23,000円 ④保育所等 14施設、利用定員 417人	R7.10	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費改定に伴う保護者負担の軽減	①物価高騰に伴う給食賄材料費の不足が発生しており、令和7年10月から学校給食費を改定したが、改定幅が大きいため保護者の負担軽減を行う。 ②市内の小中学校に通う児童生徒の令和7年10月分から令和8年3月分の給食賄材料費（教職員等分は除く）の一部 ③小学校分 650円×6か月×7,700人=30,030,000円 中学校1～2年生 750円×6か月×2,296人=10,332,000円 中学校3年生 750円×5か月×1,157人=4,338,750円 計 30,030,000円+14,670,750円=44,700,750円 =44,701千円 44,701千円のうち16,475千円は一般財源から支出 ※教職員及び学校給食センター職員等に関しては実費徴収 ④市内小中学校に通う児童生徒の保護者	R7.10	R8.3